

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第6号

令和元年7月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年7月2日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 西田 三十五

- 1 期 日 令和元年7月9日（火） 午後3時30分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて
 - (4) 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - (5) 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車2台）
 - (6) 財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅰ-A型）
 - (7) 財産の取得について（災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車）
 - (8) 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
 - (9) 監査委員の選任について

○令和元年7月9日

○現在議員12名で次のとおり

1番	櫻	井	道	明
2番	高	木	大	輔
3番	敷	根	文	裕
4番	三	橋	秀	夫
5番	鈴	木	昭	三
6番	林		政	男
7番	林		修	三
8番	石	井	孝	昭
9番	原	口	貞	男
10番	川	島	邦	彦
11番	御園	生	浩	士
12番	齊	藤	一	郎

令和元年7月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会

○議事日程

令和元年7月9日（火曜日）午後3時30分開議

日程第1 議長の選挙

日程第2 議席の指定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 議案の上程

議案第1号から議案第9号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

議案第5号 質疑、討論、採決

議案第6号 質疑、討論、採決

議案第7号 質疑、討論、採決

議案第8号 質疑、討論、採決

議案第9号 採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 議長の選挙
4. 議席の指定
5. 会議録署名議員の指名
6. 会期の決定
7. 議案第1号から議案第9号の上程、説明

8. 議案第1号の質疑、討論、採決
9. 議案第2号の質疑、討論、採決
10. 議案第3号の質疑、討論、採決
11. 議案第4号の質疑、討論、採決
12. 議案第5号の質疑、討論、採決
13. 議案第6号の質疑、討論、採決
14. 議案第7号の質疑、討論、採決
15. 議案第8号の質疑、討論、採決
16. 議案第9号の採決
17. 閉 会

○出席議員（12名）

1番	櫻	井	道	明	
2番	高	木	大	輔	
3番	敷	根	文	裕	
4番	三	橋	秀	夫	
5番	鈴	木	昭	三	
6番	林		政	男	
7番	林		修	三	
8番	石	井	孝	昭	
9番	原	口	貞	男	
10番	川	島	邦	彦	
11番	御	園	生	浩	士
12番	齊	藤	一	郎	

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	西	田	三	十	五
副 管 理 者	北	村	新	司	
副 管 理 者	小	坂	泰	久	
会 計 管 理 者	渡	辺	和	也	
消 防 長	豊	田	光	弘	
次 長	太	田	文	和	
総 務 課 長	渡	邊	敏	行	
企 画 課 長 補 佐	岡	野	好	伸	
予 防 課 長	原	田	英	樹	
査 察 調 査 課 長	上	田	敏	広	
警 防 課 長	立	崎	俊	和	
指 揮 指 令 課 長	須	藤	和	義	
佐 倉 消 防 署 長	石	井	美	智	夫
志 津 消 防 署 長	高	橋	一	仁	
八 街 消 防 署 長	秋	元		芳	
酒 々 井 消 防 署 長	鈴	木	宏	司	

○議会事務局出席職員氏名

書	記	長	田	中		晃
書		記	敦	賀	和	隆
書		記	清	宮	健	二

◎開会及び開議の宣告

(午後 3時30分)

○副議長（石井孝昭） 今期臨時会は、議長が不在でございますので、地方自治法第106条第1項の規定により、議長が選出されるまでの間、副議長の私が、議長の職務を行わせていただきます。

どうぞよろしく御協力のほどお願いいたします。

初めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会臨時会において議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可いたしましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。したがって、令和元年7月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

◎諸般の報告

○副議長（石井孝昭） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

管理者より専決処分及び継続費繰越計算書について、また、監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

◎議長の選挙

○副議長（石井孝昭） 日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石井孝昭） ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石井孝昭） ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

議長に櫻井道明議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました櫻井道明議員を議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石井孝昭） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました櫻井道明議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました櫻井道明議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

櫻井道明議員の議長当選のご挨拶がございます。

櫻井道明議員。

(櫻井道明議員登壇)

○櫻井道明議員 只今、佐倉市八街市酒々井町消防組合の消防議会議長の選挙におきまして、皆様方の推薦を頂き、当選をさせて頂きました、櫻井道明でございます。2市1町の市民、町民の安心安全、そして、消防職員のこれからの活躍の場の環境体制、こういったものを私はこれからの議題だと思っておりますので、皆様方の力をぜひ頂きながら、御指導御鞭撻、そしてご協力頂きながら、推進して参りたいと考えております。甚だ簡単でございますけれども、就任の挨拶にかえさせて頂きます。ありがとうございました。

○副議長（石井孝昭） それでは議長、議長席にお着きください。

(副議長、議長と交代)

○議長（櫻井道明） この際、暫時休憩いたします。

午後 3時34分休憩

午後 3時35分再開

○議長（櫻井道明） それでは、会議を再開いたします。

◎議席の指定

○議長（櫻井道明） 日程第2、議席の指定を行います。

このたび佐倉市及び酒々井町から選出された議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号1番 私、櫻井道明、議席番号2番 高木大輔議員、議席番号3番 敷根文裕議員、議席番号10番 川島邦彦議員、議席番号11番 御園生 浩士議員

以上のとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻井道明） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号3番 敷根文裕議員、議席番号4番 三橋秀夫議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（櫻井道明） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

◎議案第1号から議案第9号の上程、説明

○議長(櫻井道明) 日程第6、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第9号までの9件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号までの9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 西田 三十五登壇)

○管理者(西田 三十五) 本日、ここに令和元年7月組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、去る4月に行われました統一地方選挙の結果、佐倉市議会より櫻井道明議員、高木大輔議員、敷根文裕議員、また、酒々井町議会より川島邦彦議員、御園生浩士議員が選出されました。

さして、ただいま議長に、櫻井道明議員が当選されました。心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも消防行政の充実のために、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

次に、私事でございますが、このたび八街市長並びに酒々井町長からご推挙をいただき、5月20日付けをもちまして管理者として就任いたしました。まことに身に余る光栄と存じます。甚だ微力ではございますが、消防組合発展のために取り組んでまいり所存でありますので、議員各位におかれましては、何卒、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、只今から本臨時会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明申し上げます。

議案第1号から議案第3号までは、専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案第1号につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、平成31年3月29日付けで専決処分をいたしました。

議案第2号につきましては、佐倉市八街市酒々井町消防組合行政不服審査法施行条例及び佐倉市八街市酒々井町消防組合情報公開条例の一部を改正する条例について、令和元年6月18日付けで専決処分をいたしました。

議案第3号につきましては、佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、令和元年6月18日付けで、それぞれ議会を招集する暇がなく、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、令和元年5月24日に公布されたことにより、本条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

議案第5号から議案第7号までは、財産の取得についてでございます。議案第5号につきましては、佐倉消防署及び佐倉消防署臼井出張所に配置する災害対応特殊救急自動車2台について、6,028万円をもって、千葉日産自動車株式会社と売買契約を締結いたそうとするものでございます。

議案第6号につきましては、佐倉消防署角来出張所に配置する災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車I-A型について、5,775万円をもって株式会社モリタ東京営業部と売買契約を締結いたそうとするものでございます。

議案第7号につきましては、酒々井消防署に配置する災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車について、4,837万8,000円をもって、日本ドライケミカル株式会社車輜営業部と売買契約を締結いたそうとするものでございます。

議案第8号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、令和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第9号 監査委員の選任についてでございますが、消防組合議会議員の任期満了に伴い、議員のうちから選任する監査委員に、川島邦彦議員を監査委員として選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては、担当者から説明をいたさせますので、何卒、慎重にご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（櫻井道明） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

（次長 太田文和 登壇）

○次長（太田文和） 消防本部次長の太田文和でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、平成30年8月10日付け、人事院からの公務員人事管理に関する報告

を受け、長時間労働の是正を講じる国家公務員及び他の地方公共団体の職員と権衡を保つ必要があることから、職員に時間外勤務命令を行うことができる上限を規定するため、所要の改正を行ったものでございます。

続きまして、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、佐倉市八街市酒々井町消防組合行政不服審査法施行条例及び佐倉市八街市酒々井町消防組合情報公開条例の一部を改正する条例について、不正競争防止法等の一部を改正する法律が、平成30年5月30日に公布されたことから、それぞれの条例の別表備考中、日本工業規格を日本産業規格に改めたものでございます。

続きまして、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、不正競争防止法等の一部を改正する法律が、平成30年5月30日に、また、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成31年2月28日に、それぞれ公布されたことに伴い、火災予防条例の一部が改正されたことを受け、本条例第16条中、日本工業規格を日本産業規格に改め、また、第29条の5に、住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合についての規定を追加したほか、その他関係規定について、所要の整備を図ったものでございます。

続きまして、議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和元年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、令和元年5月24日に公布されたことから、本条例別表中、消防法第11条第1項前段の規定に基づく、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務のうち、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査手数料の金額の一部を改正するもので、令和元年10月1日から施行いたそうとするものでございます。内容につきましては、危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満、5万キロリットル以上10万キロリットル未満及び10万キロリットル以上20万キロリットル未満のタンクに対する審査手数料の金額をそれぞれ1万円引き上げるものでございます。

続きまして、議案第5号 災害対応特殊救急自動車2台の取得についてでございますが、現在、佐倉消防署及び佐倉消防署臼井出張所に配置する救急自動車は、平成22年度に導入したもので、9年が経過し、車両及び資機材の老朽化により、更新整備を行うもので、佐倉消防署の車両については、緊急消防援助隊への登録車両、佐倉消防署臼井出張所の車両については、更新後、緊急消防援助隊に新規登録する車両でございます。去る、5月22日に一般競争入札を実施いたしました結果、2者の入札があり、千葉市中央区本千葉町9番21号千葉日産自動車株式会社が、6,028万円をもって、落札をいたしましたので、同者と売買契約を締結いたそうとするものでございます。

続きまして、議案第6号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車I-A型の取得についてでございますが、現在、佐倉消防署角来出張所に配置する水槽付消防ポンプ自動車は、平成17年度に導入したもので、14年が経過し、車両及び資機材の老朽化により、更新整備を行うもので、当該車両につきましても、更新後、緊急消防援助隊に新規登録する車両でございます。去る、5月22日に一般競争入札を実施いたしました結果、7

者の入札があり、東京都港区芝5丁目36番7号三田ベルジュビル19階、株式会社モリタ東京営業部が、5,775万円をもって、落札をいたしましたので、同者と売買契約を締結いたそうとするものでございます。

続きまして、議案第7号 災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車の取得についてでございますが、現在、酒々井消防署に配置する小型動力ポンプ付水槽車は、平成6年度に導入したもので、25年が経過し、車両及び資機材の老朽化により、更新整備を行うもので、当該車両につきましても、更新後、緊急消防援助隊に新規登録する車両でございます。去る、5月22日に一般競争入札を実施いたしました結果、7者の入札があり、東京都港区台場2丁目3番1号日本ドライケミカル株式会社車両営業部が、4,837万8,000円をもって、落札をいたしましたので、同者と売買契約を締結いたそうとするものでございます。

続きまして、議案第8号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、令和元年8月31日をもって、香取市東庄町病院組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第9号 監査委員の選任についてでございますが、人事案件でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第1号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第2号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第3号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第4号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(櫻井道明) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長(櫻井道明) 議案第5号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(櫻井道明) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(櫻井道明) 議案第6号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(櫻井道明) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長(櫻井道明) 議案第7号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(櫻井道明) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長(櫻井道明) 議案第8号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(櫻井道明) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の採決

○議長（櫻井道明） 議案第9号についてでございます。

地方自治法第117条の規定により、川島邦彦議員の退場を求めます。

（10番 川島邦彦議員 退場）

○議長（櫻井道明） お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。よって議案第9号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

川島邦彦議員、入場願います。

（10番 川島邦彦議員入場）

◎閉会の宣言

○議長（櫻井道明） 以上をもちまして、令和元年7月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会を閉会いたします。

（午後 4時04分）